

二重下線は挿入部、取り消し線は削除部

山本委員の御意見

資料2-5

○2.2 曝露・増幅リスクの比較 慢性消耗病(CWD) 金子座長代理の御意見(資料2-2)について

「しかし、米国を中心として CWD に関する研究が精力的に進められている現状を考慮すると、CWD が BSE の原因となりうるかどうかなどについて、結論づける段階には至っていない。なお、ただし、米国では 1997 年以来、反する動物飼料用にレンダリングする施設はシカとヘラジカの死骸の受け入れを禁止している(Code of Federal Regulation, Title 21 Part 589)。」

○3.2 と畜処理の各プロセスの比較

SRM の除去(せき臍除去と枝肉洗浄後の確認)

「日本では、2001年9月の BSE 発生直後、せき臍吸引装置が利用できなかつたため、背割り後にせき臍を除去し洗浄する手段が採用された。せき柱でのせき臍組織の残存がないことは、全頭についてと畜監視員により目視で確認されている。この手段によるせき臍除去の有効性は、厚生労働省の研究班による神経組織固有蛋白(GFAP)をマーカーとした試験で確認されている。その後、背割り前のせき臍吸引方式が普及し、現在は、91.9%(2005年1月の時点)のと畜牛について行われている。これらの牛についても、上記のと畜検査員によるせき臍除去確認が行われている。」

↓

「日本では、2001年9月のBSE発生直後、せき臍吸引装置が利用できなかつたため、背割り後にせき臍を除去し洗浄する手段が採用された。せき柱でのせき臍組織の残存がないことは、全頭についてと畜検査員により目視で確認されている。当時、厚生労働省の研究班が実施したグリア
繊維細胞酸性タンパク質(GFAP)をマーカーとした試験において、背割後にせき臍を除去する方
法であっても枝肉及び背割鋸等に付着したせき臍については高压洗浄による除去効果が認められ、また、背割り前にせき臍を除去することについては、枝肉及び背割鋸等に付着するせき臍量
の低減に効果があったことが確認されている。その後、背割り前のせき臍除去方式が普及し、現
在は 91.9%(2005 年 1 月の時点、頭数換算)について行われている。これらの牛についても、と畜
検査員によるせき臍除去の確認が行われている。」

- ・「このせき髄除去手段の有効性についての科学的検証」

↓

「このせき髄除去手段の有効性について、GFAP をマーカーとした試験での確認は行われていない。」

○堀内委員の御意見(資料2-1)について

コメント:

堀内先生の文章は「20ヶ月齢以下の牛では末梢神経にBSEプリオンが検出されないと言うことをおっしゃりたい」文章なのでしょうか？前段の記述が長すぎてそのように読めません。参考程度にして、引用文献を付けるのではダメでしょうか？

○3. 3 食肉等のリスクの比較 食肉及び先進的機械回収肉(AMR)

コメント:

AMRの記述に関して、AMRは今回の輸出プログラムの対象となっていませんので、詳しく述べる必要はなく、単に「AMRは輸出プログラムの対象となっていない」で良いと思います。

○3. 3 食肉等のリスクの比較 内蔵等

最後の文章:「したがって A40 のみによる月齢判定では、日本向けに内蔵等を輸出することは不可能である。」

○3. 4 牛肉及び牛の内臓の汚染リスク総括

- ④「各措置が適切に遵守されていなければ、」→「各措置が適切に実施されていなければ、」

理由:

日本語としておかしい。遵守は規則に対して守ることであり、措置は実施するものであるためまた、その他の「遵守」は「国内と同様に機能」の方がより適切と考える。日本でも「100%遵守されているとは言えないため」

○4 結論のために

表(牛肉及び牛の内臓のリスクレベル及び考えられる輸入規模)

- ・と畜前検査(異常牛の排除) (米国・カナダ)

「日本に比べ以上牛を見逃す危険性はあるが、歩行困難牛は食用から排除されており、20ヶ月齢以下の BSE 症状牛が見逃されるリスクは非常に低い。」

(3.2 と畜処理の各プロセスの比較 と畜前検査(高リスク牛の排除)の項目にも同様の修正が必要)

・「他方、米国カナダでは現在のと畜前検査で歩行困難牛は食用から排除されており」～

・「SRM の除去 せき離除去の有効性についての科学的検証は行われていない。」

コメント：

目視検査も HACCP の検証として認められていますので、「GFAP をマーカーとした試験での確認は行われていない。」

○5 結論 金子座長代理の御意見(資料2-2)、吉川座長の御意見(資料2-3)について

「これまでの国内のリスク評価では、BSE 対策の実効性等をほぼ明らかにすることができ、それに基づいて評価した。しかし、今回の諮問では国外という状況のため、食肉・内臓のリスクに関しては米国やカナダの場合は文書に書かれた原則が主体で、一部、リスク管理機関からの情報及び専門委員などからの補足説明をもとに評価せざるを得なかった。従って、不明な側面もあることを考慮する必要がある。また輸出の上乗せ条件の遵守についても、守られることを前提に評価しなければならなかつた。」

(評価を余儀なくされたも、評価しなければならなかつたも意味合いはかわりませんが、余儀なくされたと言うと、何か強制されてやつたという印象を受けませんか？)。

コメント：

不明な側面もあることは一番始めのリスク評価の方針のところに書いてあり、何度も出てくると、リスク評価の作業そのものが科学的に行われなかつたという印象を与えかねませんので、削除した方がよいと思います。

「以上の点を踏まえると、米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性を科学的に定義することは困難な点があるが、問われれば、現時点では、科学的に不明であると言わざるを得ない。他方、少なくとも輸出プログラムの条件(全頭からのSRM除去、20ヶ月齢以下の牛)等が遵守される場合これを仮定前提とすれば、月齢判定による上限を超えない範囲では、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。これらの前提の確認は、リスク管理機関の責任であり、前提が守られなければ、評価結果は異なったものになる点を考慮する必要がある。」

(この段落が、リスク管理機関の責任回避に使われることをさけるためであるなら、諮問の意味が科学的同等性を問うものであれば、現時点では不明であると言わざるを得ないということになるという回答でいいと思います。他方分析結果は分析結果ですから、これはただし書きで書くよりは、他方で書き出す方が適切かと思います。(山本委員コメント)？矛盾していませんか？)。

コメント：

(同等性の定義は大変難しいのですが、「同等性を問われれば、現時点では、科学的に不明であると言うこと」と「リスクの差が小さい」という結論は矛盾するものになります。特に、リスク評価は科学的に行っており、同等性評価は科学的に行わなかったという文章は英語になった場合に理解されないと考えます)

○6 結論への付帯意見

コメント：

・④「と畜前検査には十分な数の検査官」は不明確なので現在の2倍以上など数を明記する、ただし、数が増えてもリスク低減化につながらない場合もある。

・「考えられるシステムとして、現在、日本産牛肉の米国への輸出に適用されている、米国向け輸出食肉を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査に相当するリスク管理機関による査察等を含む管理システムが有効なものとして考えられる。」

→ 「考えられるシステムとして、日本産牛肉の米国への輸出に適用されている、米国向け輸出食肉を処理加工する施設の認定制度及びそれら施設への行政による定期的な立入調査に相当するリスク管理機関による査察等を含む管理システムが有効なものとして考えられる。」

理由：

米国向け輸出食肉の制度は、米国の国内規制にあわせるシステムであるため、意味が通じないため。

・①「SRM 除去については、米国及びカナダにおける畜場での監視の実態が不明であり、リスク管理機関による安全担保についてもその実効性に疑問が残る。とくにせき臓片の食肉への混入は、その確立は低くとも、起きた場合にはリスク要因となり得ることを重視すると、SRM 除去に関しては、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等とは見なしがたい。輸出規制の条件にせき臓除去の有効性についての科学的検証を加える等の対応が必要である。」

コメント：

この文章では、「せき臓片の食肉への混入が起きた場合には、同等とは見なしがたい」というよりも「SRM 除去に関しては、同等と見なしがたい」という意味にとれる。

そこで、文章がくどくなりますが、「とくにせき臓片の食肉への混入は、その確立は低くとも、起きた場合にはリスク要因となり得る。そのような場合には、SRM 除去に関しては、米国・カナダの牛に由来する牛肉等のリスクが日本のものと同等かは不明である。そのため、せき臓除去の実効性についての科学的検証を加える等の対応が必要である。」と修正する方がよいと考える。

・「輸入をストップ」→「輸入を禁止」

○その他

コメント:

全体に涉って、我が国と日本のどちらかに統一したほうがよい。諮問は我が国となっているの
で我が国がよいと思われる。英語ではどちらにしても、Japan, Japanese である。